

児童の体調不良に伴うキャンセル料の取扱いについて

本事業の利用約款第7条第3項に定める「対象児童の体調不良に伴い、保育予定日の前日又は当日にやむを得ずキャンセルした場合のキャンセル料」については、本事業の専用システムに必要事項を登録の上、認定事業者が指定する期日までに、都が指定する証明書類を提出した場合に限り、助成券を利用できるものとします。

1 専用システムへの登録

キャンセルした利用予定日の「補足」欄に「病児キャンセル」と入力の上、助成券（割引コード）を発行してください。

※ たとえば、6月10日の10～17時の利用予約を、児童の体調不良によりキャンセルした場合、システムの「割引コード発行」画面において、「利用日」欄に「6月10日」、事業者番号を選択、「開始～終了時間」欄に「10時～17時」、「補足」欄に「病児キャンセル」と入力の上、割引コードを発行します。

（すでに割引コードを発行済の場合は、割引コードの「変更」画面で、補足欄への入力ができます。）

2 提出書類

事業者が指定する期日までに、次の（1）及び（2）を提出してください。

- （1）病児キャンセル料助成申請書（指定様式）
- （2）利用予定日の前2日から翌日までの日付で発行され、かつ当該児の氏名が記載された、次の①～③の書類のうちのいずれか1点以上
 - ① 診断書（ただし、医師であっても家族が診断したものは不可）
 - ② 病院の領収書又は診療報酬明細書
 - ③ 薬の説明付きのお薬袋（市販薬は不可）

※ たとえば、6月10日の予約について発生したキャンセル料については、必要事項が漏れなく記入された（1）の申請書と、6月8日～11日付けで発行された（2）①～③のいずれかの書類が必要です。

<注意事項>

- 1 キャンセル料算定の基準となる「前日」「当日」の定義については、各認定事業者の規定によるものとします。
- 2 病児キャンセルに伴い発行した助成券についても、1日及び月の利用上限枚数内にカウントします。また、利用料同様、キャンセル料についても、助成を受けた額は、所得税法上、利用者の「雑所得」となり、後日、所得税等が課税されます。

※ 助成額については、利用料に係る助成額と合わせて、1～12月利用分について、翌年2月中旬～下旬ごろに東京都から郵送で通知します。
- 3 本規定は、必要に応じ、改正する場合があります。改正は、東京都のホームページへの掲載をもってお知らせします。